

議案第2号

平成21年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について

平成21年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準を別紙のとおり提出します。

平成21年2月13日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

平成 2 1 年度 鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準

平成 2 1 年 2 月 日制定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第14条の規定により、鳥取県公立小・中・特別支援学校の学級編制基準を次のとおり定める。

1 学級編制基準

学校の種類	学級編制の区分		1学級の児童・生徒数	
小学校	単式学級	第1、2学年	30人	
		第3～6学年	40人	
	複式学級	ア 第1学年の児童を含む複式学級	飛び複式でない学級	複式学級は設置しない
		イ 第1学年の児童を含まない複式学級	飛び複式でない学級	15人
	特別支援学級		飛び複式学級	複式学級は設置しない
特別支援学級			7人	
中学校	単式学級	第1学年	33人	
		第2、3学年	40人	
	複式学級		8人	
	特別支援学級		7人	
特別支援学校	小・中学部	単一障害学級	6人	
		重複障害学級	3人	
	高等部	単一障害学級	8人	
		重複障害学級	3人	

2 弾力的取扱い

上記1に定める学級編制基準にかかわらず、児童生徒の実態等を考慮して特に市町村教育委員会が必要と認める場合においては、あらかじめ市町村教育委員会は県教育委員会と協議して、別に定める数により学級編制を行うことができる。

3 その他

- (1) この学級編制基準は、県議会における平成21年度当初予算の成立をもって効力を発する。
- (2) 学級編制事務の取扱いについては、別に定める取扱要領による。

(注)用語の説明

区 分	説 明
単式学級	同学年の児童又は生徒で編制する学級
複式学級	2の学年の児童又は生徒で編制する学級
飛び複式学級	複式学級のうち、引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年の児童又は生徒で編制する学級
特別支援学級	学校教育法第75条第2項及び第3項に規定する学級
重複障害学級	文部科学大臣が定める障害を2以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級

平成21年度 鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準取扱要領

1 学級編制

学級編制は、鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準（以下「学級編制基準」という。）により、5月1日（以下「基準日」という。）現在の児童・生徒数を基準にして行う。

(1) 市町村立小・中・特別支援学校

ア 市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）が学級編制を行う場合は、あらかじめ、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて、県教育委員会と協議する。

イ 市町村教育委員会は、学級編制基準の2の項に定める弾力的取扱いに基づき、児童生徒の実態等を考慮して特に市町村教育委員会が必要と認める場合は、その必要と認める理由等に関する資料を県教育委員会に提出し、協議する。

ウ 県教育委員会は、イの協議に基づき適当と認める場合は、学級編制基準の2の項に定める弾力的取扱いに基づき、県教育長がその都度学級編制に係る数を定めるものとする。

エ 市町村教育委員会は、ア、イの協議をした日から基準日までの間に、その学級編制を変更する場合は、その都度県教育委員会と協議する。

(2) 県立特別支援学校

ア 校長は、基準日の児童・生徒数の推計に基づいて学級編制を行い、県教育委員会に報告する。

イ アの報告をした日から基準日までの間に、その学級編制を変更した場合は、その都度、県教育委員会に報告する。

2 学級編制の変更（基準日の翌日以降）

基準日の翌日以降に、学級編制を変更することが適当と認められる事由が生じた場合は、学級編制を変更する。

(1) 市町村立小・中・特別支援学校

市町村教育委員会は、次の事由が生じた場合は、学級編制の変更について、県教育委員会と協議を行う。

ア 小・中学校の通常学級

児童自立支援施設（喜多原学園）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合
季節間分校の開校及び閉校

イ 小・中学校の特別支援学級

児童自立支援施設（喜多原学園）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合
病院内分教室の学級数に変動が生じた場合
情緒障害児短期治療施設（希望館）内分校・分教室の学級数に変動が生じた場合
上記 ~ 以外の特別支援学級において、児童・生徒の転出入により学級数に変動が生じた場合
特別支援学級に入級している児童・生徒を、該当の特別支援学級が設置されていない学校が転入により受け入れる場合（なお、通常学級から特別支援学級への年度中途の入級は認めない。）

ウ 市立特別支援学校

児童・生徒の転出入により、学級数に変動が生じた場合

(2) 県立特別支援学校

校長は、次の事由が生じた場合は、学級編制を変更し、県教育委員会に報告する。

児童・生徒の転出入により、学級数に変動が生じた場合

鳥取市立東中学校希望館分校設置について

H21.2.13
小中学校課

情緒障害児短期治療施設鳥取こども学園希望館に設置されている鳥取東中学校分教室を平成21年4月1日より鳥取市立東中学校希望館分校として鳥取市が設置予定。

- 1 情緒障害児短期治療施設鳥取こども学園希望館について
 - ・情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設とする。(児童福祉法第43条の5)
 - ・鳥取こども学園希望館は、児童福祉法に基づく「情緒障害児短期治療施設」であるが、入所にともない分教室(情緒障害学級)に入級するというものではなく、鳥取市就学指導委員会の措置決定に基づいて適切な就学指導が行われる。
- 2 分教室と分校について

現在、分教室は、鳥取市教育委員会と鳥取こども学園希望館との協定書に基づき、希望館内に設置された修立小学校及び東中学校の「情緒障害学級」として位置づけられている。

分教室は、それぞれ修立小学校及び東中学校の「情緒障害学級」であることから、教員の配当数は、開設される学級数により決まる。

分校は、標準法において一つの学校とみなされ、学級数に応じた学校としての教員の配当数が決まる。
- 3 分校設置の必要性について

現在の分教室の教員配置では、様々な疾病や状態を呈する児童生徒の教育を保障することが困難な状況である。分校設置によって入・通所生徒の「教育を受ける権利(第28条)」を保障し、よりきめ細かな指導を充実させる必要があるとの鳥取市判断。
- 4 分校設置に係る手続きについて
 - (1) 分校設置の届出(鳥取市教育委員会)
 - (2) 教員配置に係る予算措置(標準法における予算要求)
 - (3) 学級編制基準取扱要領の改訂(2月定例教育委員会に付議)
 - (4) 教員配置(20年度末人事作業)
- 5 これまでの経緯
 - H5.4.1 東中学校に情緒障害学級設置
 - H6.4.1 鳥取こども学園希望館開設(緊急避難的に施設内学級を設置:教員配置なし)
 - H7.4.1 「鳥取こども学園希望館に通所している児童生徒に対する義務教育の実施に関する協定書」(鳥取市 鳥取こども学園、分教室設置:教員配置2名(小1、中1))
 - H14.12.26 希望館(分教室)関係機関連絡会
 - H16.3.29 「鳥取市立修立小学校・東中学校及び鳥取子ども学園希望館施設内学級における児童生徒の就学に関する申し合わせについて」(通知)
 - H16.7.15 「鳥取子ども学園希望館に県立独立校又は小・中学校の分校設置を求める要望について」(鳥取子ども学園 県教育長)
 - H17.10.19 教職員の加配等についての要望書(鳥取子ども学園 県教育長)
 - H20.7.17 「鳥取市立修立小学校・東中学校希望館分教室関係者会議」
 - H20.10.1 「鳥取市立修立小学校・東中学校希望館分教室関係者会議」